

税のお知らせ

1月の納税等

国民健康保険税／第4期
村県民税／第4期

後期高齢者医療保険料／第7期
介護保険料／第5期

農業集落排水処理施設使用料／第5期
保育料／1月分

納期限／1月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。

納付は便利な口座振替をご利用ください。

**平成31年度(平成30年分)
給与支払報告書を提出して下さい。**

個人別明細書について

必ずマイナンバー、氏名カナ、
生年月日を記載してください。

記載がないと、個人特定が出来
ない場合があります。

住宅借入金等特別控除などの特

別控除の適用がある場合には、
居住年月日、控除可能額、控除

区分を正確に記載してください。

記載がない場合や誤った記載が
されている場合、正しい課税が
できません。

給与支払報告書の個人別明細書
は、個人住民税の課税の根拠とな
る重要な書類です。正しく記入の
うえ、期限内に必ず提出してください。
提出が遅れますと、納税通
知書の送付も遅れますので、期限
厳守をお願いします。

●提出期限

1月31日(木)

給与支払報告書の提出期限は、
給与の支払いがあつた年の翌年の
1月31日(木)ですが、事務処
理の都合上、1月23日(水)まで
の提出にご協力をお願いします。

●提出対象者

平成30年中に給与等の支払を
したすべての従業員等(パート、
アルバイト、法人役員等を含
む)です。

●提出先

給与支払報告書の提出先は、給
与の支払いがあつた年の翌年の
1月1日(今回は平成31年1月
1日)現在の受給者の住所地の
市町村です。

**1月1日(今回は平成31年1月
1日)現在の受給者の住所地の
市町村です。**

- **役場への届出書類**
- ①租税条約に関する届出書(税
務署に提出した書類)の写し(税
務署受付印のあるもの)
- ②在留カードの写し
- ③パスポートの写し

給与支払報告書を本村に提出す
る際には、本村から12月に送付
された総括表(特別徴収義務者
指定番号の入ったもの)を使用
してください。独自の様式を使
用し提出される場合は、役場か
ら送付された総括表(特別徴収
義務者指定番号の入ったもの)
を併せて提出していただきます
ようお願いします。普通徴収者
がいる場合は、役場から送付さ
れた総括表下部の切替理由を記
入してください。

● 債却資産申告書を提出して下さい

債却資産申告書を提出して下さい

場合は「条約免除」欄のチェック
と、役場への届出の両方が
必要です。どちらか一方でも欠
けている場合、租税条約の適用
ができませんのでご注意ください。
特例徴収とは、事業主(給与支
払者)が所得税の源泉徴収と同
じように、従業員(納税義務者)に代
ら個人住民税を差し引き(給与天
引き)し、納入する制度です。
特別徴収での納付にご理解とご
協力をお願いします。

個人住民税は特別徴収で 納めましょう

摘要欄への記載(e-LTAXの
概要)の適用となる場合は、
適正で迅速な課税作業を行うた
め、ご協力をお願いいたします。

●摘要欄への記載(e-LTAXの 概要)

総務部税務課

● 提出期限

1月4日(金)～1月31日(木)



マイナンバーについて

給与支払報告書および総括表、
償却資産申告書の提出の際には、
マイナンバーの記載が必要です。

●法人の場合

法人番号を記入してください。
(13桁)

●個人事業主の場合

事業主の個人番号を右詰で記入
してください。(12桁)

個人事業主の方が提出する場合

は、事業主の個人番号と本人確
認を行うため、次の①と②両方
の書類を提示または写しを添付
していただき必要があります。

①事業主の個人番号確認書類

②事業主の本人確認書類

※マイナンバーカードであれば、

個人番号確認と本人確認の両方
が確認可能です。

●問合せ先

総務部税務課

地方税の手続きは便利な eLTAXをご利用ください

eLTAXは、地方税の手続
きをインターネットを利用して電
子的に行うシステムです。地方公

共団体などで組織する「一般社団
法人 地方税電子化協議会」が運
営をしており、無料で利用するこ
とができます。

●利用のメリット

・自宅やオフィスから簡単に書類
の提出が出来るため、郵送コス
トの削減や窓口に出向く手間を
省くことが出来ます。

・送付のためのデータを無料ソフ
ト「PCdesk」で簡単に作成
できます。

・eLTAXに対応した市販の税
務・会計ソフトで作成したデー
タをそのまま送信できます。

●利用時の注意点

・給与支払報告書を提出する場合、
特別徴収者指定番号と法人番号
の両方を入力してください。

・償却資産申告書を提出する場合、
法人番号を入力してください。

・法人住民税申告書を提出する場
合、管理番号と法人番号を両方
入力してください。管理番号が
わからない場合は、役場から送
付する白紙の申告書に印字され
ておりますので、ご確認くださ
い。

午前8時30分～午前0時

●利用時間

(土曜・日曜および祝日、12月
29日(土)～1月3日(木)を除く)
1月19日(土)、20日(日)、26日
(土)、27日(日)

●休日運用日

(社)地方税電子化協議会ヘルプ
デスク

☎ 0570-081459

(土曜・日曜および祝日、12月
29日(土)～1月3日(木)を除く)
午前9時～午後5時)

<http://www.eltax.jp/>

確定申告には、税務署か ら届いた「確定申告書」ま たは「確定申告のお知らせ」 が必要です

●問合せ先

・確定申告書、確定申告のお知らせ、青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

・青色申告会による相談会場

・津島税務署

☎ 26-2161

(音声案内より2番を選択して
ください)

・確定申告作成コーナーに関する事

・e-TAX・作成コーナーヘル
プデスク

☎ 0570-01-5901

・青色決算書、収支内訳書の受け取りに関する事

・総務部税務課

なお、「確定申告のお知らせ」を
送付する方には、青色申告決算書
または、収支内訳書も送付されま
る。津島税務署または役場玄関
に準備しておりますのでそちら
をご利用ください。また、国税
庁ホームページの「確定申告作成
コーナー」でも作成し、印刷する
ことも可能です。

※「確定申告のお知らせ」が届く方は、次の相談会場で書面により
提出された方です。

・税理士会による無料相談会場
・市町村役場による相談会場
・青色申告会による相談会場

確定申告をしたことがある方に
は、1月下旬から2月上旬にかけ
て税務署から「確定申告書」または
「確定申告のお知らせ」が届きま
す。確定申告書の「納期限」および
「予定納税額」等の確定申告に必
要な情報が記載されておりますの
で、大切に保管してください。確
定申告時にこれらの書類がない場合、
正しい申告および納税が出来ない場
合がありますので、ご注意ください。

・青色決算書、収支内訳書の受け
取りに関する事

・総務部税務課